

経 済 産 業 省

2 0 2 0 1 2 0 1 産 第 1 号

令 和 2 年 1 2 月 1 6 日

計量行政審議会

会長 斎藤 保 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第 1 5 7 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

同法第 1 3 5 条第 1 項の規定による特定標準器による校正等の実施について、別紙のとおりとすること如何。

諮問の内容

1. 濃度

標準物質の値付けの実施

1. 濃度（pH標準液以外の標準液（金属標準液））

（1）ベリリウム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
ベリリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ベリリウム標準液であって、濃度が1 g/Lのもの

(2) けい素標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
けい素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	けい素標準液であって、濃度が1 g/Lのもの

(3) ジルコニウム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
ジルコニウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ジルコニウム標準液であって、濃度が1 g/Lのもの